

総合戦略の概要と第3期東海市総合戦略の策定方針等について

1 総合戦略の概要

総合戦略は、人口急減・超高齢化という日本の課題に対し、政府が一体となって取り組み、各地域の特徴を活かした自律的で持続可能な社会の創生を目指す計画である。

平成26年（2014年）に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。当初は人口減少の克服と活力ある社会の維持を目的とし、4つの基本目標を設定している。

令和4年（2022年）には、デジタル技術を活用した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定を経て、令和7年（2025年）6月には「地方創生2.0基本構想」が閣議決定された。これは全国的な人口減少を正面から受け止めるとともに、単なる地域活性化策ではなく、日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様な幸せを実現する社会政策と位置づけられている。

さらに、令和7年（2025年）11月には新たに「地域未来戦略本部」が設置され、これまでの地方創生の取り組みに加え、産業拠点の形成や地場産業の付加価値向上など、経済重視の政策を検討するとされている。

2 地方版総合戦略の位置づけ

地方版総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方公共団体（都道府県・市町村）が国の総合戦略を勘案し、地域の個性と魅力を活かした自律的で持続可能な社会の創生を目指して策定する計画であり、主な構成要素は以下のとおりである。

(1) 目標

地方公共団体の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

(2) 基本的方向

目標達成に向けて、地方公共団体が講すべき施策に関する基本的方向

(3) 必要な事項

目標や基本的方向に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な事項

また、戦略の有効性を高めるために、特に以下の要素を含めることが求められる。

ア 地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）

地域の課題解決を図るため、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、戦略に記載するよう努める必要がある。

イ 数値目標・KPI

戦略を総合的かつ計画的に推進する観点から、政策分野ごとに戦略期間の目標を設定することが適切である。目標の達成度合いを検証し、住民への説明責任を果たすため、行政活動の結果（アウトプット）ではなく、住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定することが望まれる。また、具体的な施策についても、効果を客観的に検証するために重要業績評価指標（KPI）を設定することが適切である。

ウ 具体的な施策

地域の実情に応じながら戦略期間のうちに実施する施策を検討し、盛り込む。これまでの総合戦略の効果検証結果を踏まえ、デジタルの力を活用して取組を発展させるなど、施策の見直しを行うことが重要である。

3 今年度の経緯及び今後の予定

現行の第2期東海市総合戦略が、令和7年度（2025年度）で計画期間満了を迎えるとともに、令和7年（2025年）6月に、国から示された「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創出」を始めとする5つの社会像を目指す地方創生2.0基本構想を勘案し、第2期総合戦略に基づくまちづくりの検証や本市を取り巻く社会環境等の大きな変化、国的基本方針を基に新たに追加する視点等を踏まえて、府内策定組織で検討を進め、来年度からスタートする第3期東海市総合戦略（以下、第3期総合戦略という。）の案をまとめた。

今後は、まちづくりの多様な主体である本審議会からの意見を踏まえ、令和8年（2026年）3月の策定を目指す。

4 策定方針

地方創生2.0において、これまでのデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化する考え方から、強い経済と豊かな生活環境を発展させ、多様な幸せを創り出していくという考えが示された。これを受け、災害に強く、子どもたちや若い世代が魅力を感じることのできる姿を目指すなど、本市の第7次総合計画で定める「将来都市像」を実現することと、国と連携して取り組む地方の姿が一致していることが確認された。そのため、国の政策の5本柱を勘案して市の重点戦略を定めるとともに、本市のまちづくりの指針である第7次総合計画の施策方針を尊重し、第7次総合計画のうち地方創生の推進に寄与する施策を中心に内容を抜粋して策定する。

5 第3期総合戦略の計画期間

第7次総合計画の前期計画終了期間に合わせ、令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度）の3年間とするものである。

6 パブリックコメントについて

これまで本市において策定している、第1期総合戦略及び第2期総合戦略においては、総合計画の内容とは別で策定していたことから、策定に際しパブリックコメントを実施している。

一方、第3期総合戦略については、第7次総合計画のうち地方創生の推進に寄与する施策を中心に内容を抜粋して策定することとしており、第7次総合計画の策定時にパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴き、市民の多様な価値観を市政に反映させる機会を確保し、施策に反映していることから、第3期総合戦略策定に係るパブリックコメントは実施しないこととするものである。